

# 青森県報

第二千二百四十三号

平成十五年  
十月二十四日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

青森県漁業協同組合合併促進に関する規則の一部を改正する規則……………

(団体経営  
改善課) …… 一

### 告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………

(青少年  
男女共同  
参画課) …… 二

結核予防法による医療機関の指定……………

(健康医療課) …… 二

保安林の指定解除……………

(林政課) …… 二

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………

(文化・スポ  
ーツ振興課) …… 三

肥料登録の有効期間の更新……………

(構造政策課) …… 三

肥料登録の失効……………

(同) …… 三

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………

(農村整備課) …… 三

建設業者の許可の取消し……………

(八戸県土  
整備事務所) …… 四

### 右 同……………

(同) …… 四

### 出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任……………

(中南部  
農林水産  
事務所) …… 四

道路の位置の指定……………

(十和田県  
整備事務所) …… 五

公安委員会

型式の検定適合遊技機……………

(生活安全  
企画課) …… 五

## 規 則

青森県漁業協同組合合併促進に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十七号

青森県漁業協同組合合併促進に関する規則の一部を改正する規則

青森県漁業協同組合合併促進に関する規則(昭和四十三年三月青森県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「に相当する」を「以内の」に改め、同条第二号中「二百万円」を「五十万円」に改め、「低い額」の下に「以内の額」を加え、同条第三号中「に相当する」を「以内の」に改める。

### 附 則

- この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日前に交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。
- 平成十七年四月一日前に行われた合併に係る合併後存続する漁業協同組合又は合併により設立した漁業協同組合に係る改正後の青森県漁業協同組合合併促進に関する規則第四条第二号の規定の適用については、同号中「五十万円」とあるのは、「百万円」とする。

## 告 示

青森県告示第六百七十七号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条  
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十五年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者 (製作者)名	該当条項
二六〇四	書籍	ザ・ベストMAGAZINE 十一月号	KKベストセ ライズ	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二六〇五		エルティーンCOMIC 十月号	近代映画社	
二六〇六		少女革命 十一月号	一水社	
二六〇七		別冊GON! 十一月号	ミリオン出版	
二六〇八		本当にいたよ!こんなによさしい お姉さん BACHELOR十一月号増刊 〇七五三八	ダイヤプレス	
二六〇九		月刊コール 十月号	ノースアドブ ランニング	
二六一〇		ベストカメラ 十一月号	少年画報社	

青森県告示第六百七十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法  
第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したの  
で、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定に  
より告示する。

平成十五年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
ひらの薬局 スーパードラッグ グアサヒ調剤薬 局堅田店 クローバー調剤 薬局北美店 中央レディスク リニツク	南津軽郡藤崎町大字葛野字前田六一の五 弘前市大字宮川一丁目二の二三 黒石市北美町一丁目七三 むつ市中央二丁目五の五	平成二五・一〇・一 " 二五・一〇・七 二五・一〇・一五

青森県告示第六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、  
次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項におい  
て準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所  
八戸市大字市川町字下揚一八六の一・字橋向二四の九・九〇の二（以上三筆につ  
いて次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
  - 三 保安林解除の理由  
送油管用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び八戸市庁に備え  
置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日  
平成十五年十月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人三春会

三 代表者の氏名  
三浦 栄子

四 主たる事務所の所在地  
弘前市大字西城北二丁目三の五

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市及び周辺市町村民に対し働く女性のための育児支援、赤ちゃんの養育支援、児童保育や、知的障害者のためのハウス園芸での花作り実習による作業体験、共同生活の家など、次世代を担う者（子供）たち及び高齢者・障害者の健全育成を図るための事業を行ない、地域社会全体の活性化と発展に寄与することを目的とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により平成十五年十月十七日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十五年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 二九二号	肥料の種類 魚廃物加工 肥料	肥料の名称 六・〇ニツ カシ魚臓加 工肥料二号	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 六・〇 りん酸全量 一・〇	その他の 規格 の と お り	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 八戸水産飼料 株式会社 株 戸 市 江 陽 四 丁 目 五 の 一 四
----------------------	----------------------	----------------------------------	---	--------------------------------	---

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十五年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三二二号	肥料の種類 副産動物質 肥料	肥料の名称 コープ副産 動物質肥料 一号	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 一〇・〇	その他の 規格 の と お り	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 コープケミカ ル株式会社 東 京 都 千 代 田 区 一 番 町 二 三 の 三
----------------------	----------------------	-------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	--

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、平舘村土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年十月二十七日から同年十一月二十五日まで

三 縦覧の場所  
平館村役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社館建設コンサルタンツ

二 代表者の氏名 館 良繁

三 主たる営業所の所在地 八戸市売市二丁目一の二五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一〇）第一六七三三号

五 取消年月日 平成十五年十月十日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

平成十五年十月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社土屋ホーム青森

二 代表者の氏名 木下 文人

三 主たる営業所の所在地 八戸市城下二丁目一四の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一二）第一二二六二二号

五 取消年月日 平成十五年十月十五日  
六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
平成十五年十月十四日合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、石川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年十月二十四日

中南方農林水産事務所長 高 畑 幸

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	斎藤 秀弥	弘前市大字石川字長者森七七の二	平成 一五・九・二就任
"	斎藤 清	大字堀越字川合一六の五	"
"	工藤 正川	大字石川字石川一	"
"	相馬 金精	大字大沢字下村元二五	"
"	工藤 武俊	大字石川字春仕内一八の四	"
"	斎藤 鉄男	字村元四五	"
"	小笠原 求	字石川七五の一	"
"	斎藤 隆	大字堀越字柏田七〇	"
"	斎藤 新一	字柳田一五五の一	"
"	工藤 勝久	大字石川字石川四四	"
"	大湯 勝美	字村元九一	"
"	工藤 良助	字石川一〇三の二	"
監 事			



〃	〃	〃
オサルノチヨウゴクウエ	ミラクルボンバー 30	キングパルサーエース
株式会社エレコ	アビリット株式会社	〃

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川二丁目一七番五号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭